

【**標題1**】教育政策について

- (1) 教育委員会の施策の方向性について (教育長)
- (2) 部活動の交通費負担のあり方について (教育長)

【**標題2**】市役所旧本庁舎の安全性について

- (1) 旧本庁舎の塔について (総務部長)

【実際の一般質問は一括と一問一答の併用なので、順番を前後させ読みやすく調整しました。】

2 市役所旧本庁舎の安全性について (1)旧本庁舎の塔について (総務部長)

続いて、2つ目の標題の市役所旧本庁舎の安全性についてお尋ねします。

市役所旧庁舎の今後のあり方については、学識経験者や市民などで構成される「羽島市旧庁舎あり方検討委員会」で審議されているところです。検討委員会の答申が出るまでは、忌憚のない意見交換ができるよう静謐な審議環境を確保することが大切であると思います。とはいうものの、審議の前提となる、旧庁舎の安全性については確認しておかなければなりません。

旧本庁舎の耐震性能を示すI s値は、平成28年度調査で0.245と聞いています。この値は、震度6～7程度の規模の地震の場合、倒壊、又は崩壊する危険性が高いとされる0.3未満に相当しています。さらに「羽島市旧庁舎あり方検討委員会」で配付された資料によると、この平成28年度に実施された本庁舎耐震診断結果は、本庁舎の東西方向のI s値は、1階が0.400、2階が0.315、3階が0.348となっています。これらは、震度6～7程度の規模の地震の場合に倒壊、又は崩落する危険性がある0.3以上0.6未満に相当します。この倒壊や崩落の危険性の評価は0.3を境として分かれるので、実際には、旧本庁舎は、倒壊や崩壊の危険性が高いと、危険性がある、の境に位置しているようです。

いま、東西方向と1階から3階に注目してI s値を御紹介したのはなぜかという、旧本庁舎本体ではなく、スロープ東側に附属している望楼、つまりは高くそびえ立つ塔の危険性を心配しているからです。

そこで質問です。

望楼の高さと、望楼の耐震性能を示すI s値、特に東西方向に関するI s値、及び震度6～7程度の地震における望楼の倒壊危険性についてご説明ください。

総務部長答弁

私からは、旧本庁舎の望楼に関するご質問にお答えいたします。

旧本庁舎東側にあります、望楼の高さは約30メートルです。

望楼は、四角の筒上の形状で、壁式構造、即ち壁自体で支えあっている構造となっております。望楼の3階以下は、庁舎本体建物と一体となっておりますが、4階以上は自立構造となっており、すべての階層において、IS値は基準値を下回っております。

また、望楼は、物見の役割のため外面に壁が無いガラス張りの最上階部分と開口部分が多い4階におけるIS値が、特に低いものとなっております。その数値は、東西方向に関するIS値において、ガラス張りの最上階で、最も数値の小さい0.23、4階部分が0.26との診断結果が出ています。

この数値は、IS値0.3未満に該当し、一般的には、震度6から7程度の地震において、倒壊及び崩壊の危険性が極めて高いものとされております。

こうした理由から、約30年以上前から望楼の使用を禁止し、立ち入り禁止としております。

御答弁をお聞きすると、旧本庁舎の望楼、スロープの東側に高くそびえ立つ塔ですが、震度6～7程度の規模の地震で東西方向へ倒壊または崩落する危険性が、極めて高いということでした。

では、望楼から東側道路までの距離はどのくらいでしょうか、隣接する竹鼻中学校までの距離はどのくらいでしょうか。もし30mの高さの望楼が倒壊すると、東側道路や竹鼻中学校に、望楼の一部やコンクリート片が落下する可能性はあるのでしょうか。お尋ねします。

総務部長答弁

望楼を始点として、旧本庁舎敷地と東側道路の西側との境目までの距離が約10メートル、また、東側道路西側の境目から竹鼻中学校までの距離が約17.5メートルとなっております。

大規模な地震により、望楼が倒壊又は崩壊した場合や望楼の一部やコンクリート片が落下した場合において、東側道路又は竹鼻中学校まで到達する危険は避けられないものと考えます。

今の御答弁では、竹鼻中学校で学ぶ中学生や東側道路を通行する市民に、危険が避けられない、つまりは危険が及ぶということでした。

行政の責務の一丁目一番地は市民の命と安全を守ることです。しかし、現状は、旧本庁舎の望楼の安全性が保たれていないため、竹鼻中学校の生徒や道路を通行する市民の

命と安全を守ることができていない状況だということになります。このことは、大変大きな課題であり、中学生や市民の命と安全を守るための早急な対応が必要だと思われます。少なくとも、旧本庁舎の望楼の危険性について、現状のままでは中学生や市民の命と安全が危険にさらされ続けることを、「羽島市旧庁舎あり方検討委員会」の委員の皆様へ、早急かつ丁寧に説明し、そのことを踏まえて今後の審議に臨んでいただく必要があると思います。

旧本庁舎附属の望楼の危険性を委員の皆様へ説明することの必要性についてどのようにお考えですか。お尋ねします。

総務部長答弁

旧庁舎あり方検討委員会においては、旧本庁舎の物理的な視点からの議論をした際、また、先般の第3回委員会において、利用目的についてご議論いただいた際にも、望楼の危険性について、説明させていただいております。

この望楼の関係につきましては、今後、委員会における議論の進捗や、必要に応じて、改めて情報提供や説明を行ってまいりたいと考えております。

ところで、今から3年半ほど前に、最大震度6弱の地震で、大阪府高槻市の小学校のブロック塀が倒壊し、偶然に、不幸にも、地震が発生したその瞬間にブロック塀横を通過して登校していた小学校4年生が、倒壊したブロック塀の下敷きになって亡くなるという不幸な事件が起きました。

今回の一般質問では、地震により倒壊した大阪の小学校のブロック塀と同じように、市役所旧本庁舎望楼も地震で倒壊する危険性が高いこと、そして、そこを通学中の生徒が下敷きになって亡くなるというような事件が、竹鼻中学校でも起きる危険性があることが判明しました。市には、生徒が下敷きになって亡くなるような事件が決して起きることがないように、地震による望楼の倒壊可能性と倒壊時の周囲への危険性について、竹鼻中学校へ正確な情報を早急に提供すべき責任があります。

新庁舎4階から望楼を見ると、最上階に相当する部分の窓の上部に、コンクリートが剥がれ鉄筋がむき出しになっている部分が見えます。しかも、その部分のI s値は0.23で、旧本庁舎の中でも最悪の値ということです。であれば、剥がれるほどのコンクリートの劣化や鉄筋のサビと、地震の揺れの相乗効果で、あの窓枠から上の部分が、竹鼻中学校の方へちぎれて飛んで行ってしまわないかと、恐怖さえ感じます。

行政の一丁目一番地である、市民の命と安全を守る責務を果たすために、特に、生徒の命を奪ってしまうようなことが決して起きないように、行政の責任において迅速な対応をお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。